

望月綜合法務事務所便り



連絡先：〒612-8411

京都市伏見区竹田久保町 2 番地

TEL：(075) 644-9252

URL：http://www.office-mochizuki.com

2018 年度から「労働移動支援助成金」を縮小へ

◆予算規模を大幅縮小へ

厚生労働省は 2018 年度予算において、安倍政権が成長戦略の 1 つとして掲げた「失業なき労働移動」を進めるための目玉策として導入された「労働移動支援助成金」を減額する方針を決めました。これは、助成金を受給する企業が想定を大幅に下回り、期待した効果が出ていないためです。

助成金を受給した人材会社が企業の人員削減を指南していたとして問題視され、2016 年には支給要件も厳格化されていました。

◆「雇用の維持」から失業者の労働移動にねらいも…

政府は成長戦略の一環として、不況時に従業員の雇用を守る企業に出す「雇用調整助成金」を減らし、転職を促す労働移動支援助成金を 2014 年度から大幅に拡充し、リストラに遭った労働者を雇い入れて職業訓練をする企業に 1 人 1 時間あたり 800~1,100 円の助成金を出す「人材育成支援コー

ス」を新たに設けて、2014~2017 年度の 4 年間に同コースの予算として計約 473 億円を計上していました。

しかし、2017 年 9 月末までの 3 年半で、この助成金を活用して職業訓練を受けた再就職者は 119 人、支給総額は 3,531 万円にとどまっていた。

2016 年度から予算規模を約 12 億円に減らしましたが、2017 年度の再就職者は 9 月末時点で、わずか 3 人で、3,500 人以上の利用を見込んでいたのに対し想定を大幅に下回っていました。

◆新設の「移籍人材育成支援コース」も利用なく

2016 年度には自発的に転職を望む労働者を雇い入れて職業訓練をした場合も助成対象にする「移籍人材育成支援コース」も新設し、2017 年度までに計 17 億円の予算を計上しましたが、この助成金を活用して職業訓練を受けた再就職者は、2017 年 9 月末時点で 1 人もいませんでした。

このため厚生労働省は、両コースを 2017 年度限りで廃止することを決めまし

た。景気回復で雇用の流動化が起きにくくなっているうえ、転職市場では、職業訓練が要らない即戦力が重視されることが助成金の利用が伸びない一因ではないかとされています。

生産性に深刻な影響も！ 検討したい「職場の花粉症対策」

◆花粉症のシーズンが始まります

花粉症は、日本人の約 4 割がかかっているとも言われます。

花粉症の原因として最もポピュラーなスギ花粉の飛散は、例年、2 月に入ると始まりますが、職場での対策はできていますか？

「花粉症は個人の問題。職場での対策なんておおげさだ」と思うかもしれませんが、実は今、花粉症のためによる生産性の低下が、大きな問題となっています。その損失額は 300 億円、医療費・薬代などの費用と合計すると 3,000 億円を超えるとの試算もあります。



職場としても、あらかじめ対策を講じることで、うまくシーズンを乗り切りたいものです。

◆職場でできる対策は？

職場でできる花粉症対策のポイントは、「花粉をシャットアウトすること（室内に入れないこと）」、「花粉症でない人にも花粉症の理解を深めること」です。

オフィスに入る前に上着や帽子の花粉を払う、窓やドアを締め切る、エアコンのフィルターを掃除する、加湿器・空気清浄器を利用するといったことが、花粉のシャットアウトには効果的です。

ただ、花粉症を発症していない人はこうしたことにより加減になりがちなので、職場全体の理解を得ることも大切となります。

◆福利厚生的な支援も

また、近時は、福利厚生などの面から会社が個人の花粉症対策の支援を行うケースも増えています。例えば、対策グッズや薬にはそれなりの費用がかかりますので、快適に仕事をしてもらうために職場で支給したり、医療費の一部を負担したり…。

花粉症のピークの時期に、家から出ずに、あるいは花粉の飛散量が少ない場所で仕事ができるように、テレワークを導入するのも効果的です。シーズンが始まる前に、検討してみたいかがでしょうか。

2 月の税務と労務の手続 期限 [提出先・納付先]

1 日

- 贈与税の申告受付開始 < 3 月 15 日まで > [税務署]

13 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

16 日

- 所得税の確定申告受付開始 < 3 月 15 日まで > [税務署]

※なお、還付申告については 2 月 15 日以前でも受付可能。

28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
 - 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]
 - 固定資産税・都市計画税の納付 < 第 4 期 > [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所との調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。